

令和4年6月14日

お知らせ

課名	生活衛生課
担当	小坂田、平岡
内線	3507、3513
直通	226-7338

「肉味噌」（そうざい）の回収を命令し、営業停止処分を行いました

備北保健所が、次の業者が製造した「肉味噌」（そうざい）を令和4年6月6日に収去検査したところ、当該品から食品添加物の「ソルビン酸」が検出されました。

製造所を調査したところ、当該品に、使用が認められていない「ソルビン酸カリウム」を保存料として使用していたことが確認されたため、食品衛生法の規定に基づき、当該品と同一ロットの製品の回収及び廃棄命令並びに営業停止処分を行いましたのでお知らせします。

なお、今回使用が確認された「ソルビン酸カリウム」は、みそ等には使用が認められているものであり、当該品を通常喫食する量では、健康に影響を及ぼすおそれはありません。

- 業者
株式会社 ^{よなみ}米見 代表取締役 ^{おくつけんじ}奥津賢司
新見市哲西町大野部4945

製造所
株式会社 米見
新見市哲西町大野部4874-1
- 違反食品の内容
商品名 ジビエ肉味噌 辛口
食品分類 そうざい
包装形態 合成樹脂製容器又は瓶
回収対象個数 58個（合成樹脂製容器31個、瓶27個）
※賞味期限が2022/9/13と記載のもの
検出した添加物 ソルビン酸（検出結果：1.7g/kg）
- 命令等の内容
当該回収対象品の回収及び廃棄命令
当該製造所の営業停止処分（令和4年6月15日の1日間）
- 違反条項
食品衛生法第13条第2項（食品添加物の使用基準違反）

5 その他

当該製造所で製造された「ジビエ肉味噌 辛口」「ジビエ肉味噌 甘口」については、当該製造者が自主回収を行っています。

お手元に当該品をお持ちの方は、株式会社 米見に連絡してください。

（電話番号 0867-94-2360 平日8時～17時）

（参考）

- ソルビン酸カリウムは、食品の腐敗や変敗の原因となる微生物の増殖を抑制し、保存性を高める目的で使用される食品添加物であり、チーズ、魚肉ねり製品、みそ等に使用が認められています。
- みそには、ソルビン酸として1.0g/kgまでソルビン酸カリウムの使用が認められて

います。

- 3 今回検出された濃度は、体重 50kg の人が当該品を毎日約 1 個喫食し続けても健康への影響を及ぼす濃度ではありません。